

阪政共第192号  
令和3年7月29日

阪南市自治基本条例推進委員会  
委員長 新川達郎様

阪南市長 水野謙二

阪南市自治基本条例見直しの必要性の検討について（諮問）

平成21年7月に策定しました「阪南市自治基本条例」においては、施行の日から5年を超えない期間ごとに、条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があるとき認めるときは、必要な措置を講ずるとしております。

そして、これまでの見直しの検討に当たっては、第1回目を平成24年度、第2回目を平成28年度に阪南市自治基本条例推進委員会において、その必要性について慎重審議を行っていただき、それぞれ、社会情勢に則した条例改正を行ってきたところです。

近年、目まぐるしく社会情勢が激変・多様化しているなか、これからの阪南市は、これまで培ってきた「協働のまちづくり」を軸として、社会環境の変化に柔軟に対応する、「しなやかで力強いまちづくり」をめざす必要があります。

つきましては、阪南市の自治の根幹となる阪南市自治基本条例の見直しの必要性について、阪南市自治基本条例推進委員会条例第2条第2項の規定に基づき、下記の事項を貴委員会に諮問いたします

記

1. 社会情勢に合わせて見直す必要があるかどうかの検討に関すること。